

令和 7 年度 (2025 年度) 以降における工事の前払金の特例措置について

建設工事の請負代金の前金払については、平成 28 年度 (2016 年度) から時限的な特例措置として、公共工事の代価の前金払をなすことができる範囲を拡大して運用してきたところですが、この度、国土交通省から特例を恒久化する旨の通知がなされました。

これを受け、本市においても、令和 7 年度 (2025 年度) 以降における建設工事の請負代金の前金払について、特例措置を適用することとし、取扱いについては以下のとおりといたします。

I 前払金の使途範囲

【本則による使途範囲】

当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）動力費、支払い運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費



【特例により拡大した使途範囲】

現場管理費（労働者災害補償保険料を含む。）及び一般管理費のうち当該工事の施工に要する費用（保証料を含む。）

（※注）ただし、これらに充てられる前払金の上限は、全前払金の 100 分の 25 となります。

II 対象となる前払金

（令和 6 年度 (2024 年度) 特例）

平成 28 年 (2016 年) 4 月 1 日から 令和 7 年 (2025 年) 3 月 31 日 までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和 6 年 (2024 年) 4 月 1 日から令和 7 年 (2025 年) 3 月 31 日 までに払出しが行われるもの。



（令和 7 年度 (2025 年度) 以降特例）

平成 28 年 (2016 年) 4 月 1 日以降に、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金

III 契約の取扱いについて

- 1 平成 28 年 (2016 年) 4 月 1 日から令和 7 年 (2025 年) 3 月 31 日までに、既に請負契約を締結している工事であって、令和 7 年 (2025 年) 4 月 1 日以降に払出しが行われる前払金があるものについては、発注者と受注者間で協議のうえ当該請負契約を変更し、特例措置を適用します。
- 2 令和 7 年 (2025 年) 4 月 1 日以降に契約を締結する工事については、特例措置を適用した熊本市公共工事請負契約約款にて契約を締結します。